**町外小中学校用**

**令和５年度　学校給食費補助（無償化）のお知らせ**

大江町教育委員会

大江町では学校給食を受ける児童生徒の保護者からご負担いただいている学校給食費を全額補助いたします。子育て世代が抱えている経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境整備を図ることを目的としています。

**１　給食費補助の対象者**

小学校と中学校全学年の児童生徒で次の要件に該当する児童生徒の保護者

1. 児童又は生徒及び保護者が町内に住所を有し、現に居住し、且つ生活の本拠地としていること。
2. 給食費に未納がないこと。

**２　申請の手続き**

１．該当する児童・生徒の保護者は、大江町学校給食費支援事業補助金交付申請書を令和５年４月２８日(金)まで在籍する学校の事務室に提出し証明書の交付を受けてから令和５年５月１０日(水)まで大江町教育委員会に提出ください。

２．年度末で給食が終了後、学校給食費受領等証明書(令和６年３月頃送付予定)を在籍する学校に提出し証明を受けてください。

３．証明書と併せて、学校給食費支援事業補助金請求書(令和６年３月頃送付予定)を大江町教育委員会に提出ください。

４．提出された書類を審査し、交付決定又は却下の通知を送付します。

**３　給食費補助の方法**

　給食費の補助は、年度末に保護者が支払った給食費の全額を補助金として一括して口座振替にて補助します。なお、他に給食費に係る給付を受けた場合は給付額を差し引いて支給します。

**４　交付決定の取り消し**

・給食費の補助の要件を満たさなくなった場合。

・学校給食費を納付しなかったとき。

・偽りその他の不正手段により補助金の交付を受けたときなど。

問合せ

〒990-1163：大江町大字本郷丁373-1

大江町教育委員会　教育文化課学校教育係

TEL:0237-62-2270　　FAX:0237-62-3667